仕様書

１．件名

令和５年度「沖縄型産業中核人材育成事業」

２．目的

沖縄県では、リーディング産業である観光業や情報通信産業を中心に企業の集積が進んでいるものの、失業率や一人当たりの県民所得は未だ全国最下位で、労働生産性も全国平均の８割に満たない状況にある。

今後、沖縄県の経済を更に発展させるためには、リーディング産業の高度化・多様化を促進するとともに、ものづくり産業等の底上げを図るなど、沖縄の産業全体の生産性向上の取組が不可欠であるが、これを担う人材が不十分というのが実情である。

そのため、沖縄の産業全体の更なる生産性向上に向けて、各業界に必要な専門的知識・技能を有し、企業の成長を牽引する中核人材やデジタル化やＤＸによる幅広い産業の高付加価値化やＩＴ産業そのものの高付加価値化に貢献できるデジタル人材を育成する必要がある。

本事業では、業界団体等が主体となって必要な知識・技能を体系化し、人材育成カリキュラムの開発及び研修を行うことで、ひとり親も含めた沖縄県内の人材の抜本的な能力向上を図る。また、その評価から改善まで一貫して行っていくことで、研修ノウハウ等を蓄積し、継続的な人材育成を図っていくことを目的とする。

３．事業内容

本事業は、沖縄県内において、業界団体等（業種は問わない。例えば、ＩＴ業界、観光業界、ものづくり業界等）が主体となって必要な知識・技能を体系化し、人材育成カリキュラムの開発及び研修を実施するものであり、以下の項目（１）～（６）に従い、実施することとする。

（１）目指すべき人材像の明確化

各プログラムで対象とする業界・分野での沖縄における課題と求められる人材像を検討するとともに、当該人材に必要とされる知識・技能の明確化を行う。

（２）人材育成カリキュラムの開発

（１）で明確化された人材像、知識・技能に基づいて、その習得に向けて効果的な人材育成のカリキュラムを開発する。

（３）研修参加者の募集

研修の実施に向けて、県内企業の従業員を対象に研修参加者を募集する。なお、本事業の趣旨に合致すると認められる場合は、県内企業の従業員ではない

人材も対象として含まれ得るものとする。

（４）カリキュラムを活用した研修の実施

（２）で開発したカリキュラムを使用して、（３）で募集した研修参加者に対して一定期間の研修を行う。研修修了者に対して内閣府特命担当大臣から修了証(※)を交付する。

（※）修了証は、研修を全て受講し、かつ必要な知識・技能を修得したことが認められる等、実行委員会が決定する一定の修了条件を満たした者を対象に交付するものとする。

（５）効果の検証、カリキュラムや研修の見直し及び取りまとめ

研修参加者や所属する企業の評価等を検証した上で、（２）で開発したカリキュラムや（４）で実施した研修について、見直すべき具体的内容の整理を行い、取りまとめる。

（６）自立化に向けた方策の計画・検討

本事業の遂行により得られたノウハウ、知見、ネットワーク等を活用して、本事業終了後の自立化を目指す。なお、本事業終了後即時の自立化が困難である場合は、複数年以内の自立化に向けて、次年度以降の事業計画(※)を定量的・具体的に示すこと。また、研修参加者が研修で得た知識・技能が適切に活用できるよう、研修後の企業内の人員配置や処遇など、研修参加者に対するフォローアップを出元企業等と連携しつつ行うことが期待される。

（※）事業計画の具体例

１．有料セミナーとして商品化して自立化させるのであれば、今年度計上している経費のうちどこを削減して商品化するのか、必要経費はどういった方法で回収するのか、当該商品はいくらで提供するのか等、可能な限り定量的に検討すること。

２．大学の講義として組み込むのであれば、大学側との調整はどの程度進んでいるのか、講師はどこから招聘するのか、実際に講義を開設した際に受講者は十分見込めるのか等、実現可能性を高める検討を行うこと。

３．研修参加者が、新たにコミュニティを結成し、相互に学習し合う環境を創出する、あるいは自社に戻った時に、社内研修制度を開設する等、研修参加者の自主的な取組を見込むのであれば、それら取組を業界としてどう支援・フォローするのか、業界としての取組を明確化すること。

注：（１）から（６）の実施に当たっては、後述する実行委員会において有識者の意見を聴取するとともに、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室（以下「主管室」という。）と密に連携をとり、これらを踏まえながら事業を進めるものとする。

なお、プログラムの実施に当たっては、以下①・②の条件に従うこととする。

【条件】

①研修内容について

（ア）研修の実施により、対象となる業界・分野の生産性、効率性、付加価値が高まること。

（イ）研修生が実務で要する一定の知識・技能を体系的に身に付け、研修修了後にこれを活用できるものであること（単なる啓発・啓蒙を内容とするもの、一般的な知識教養・業態に特化しないマネジメント論、経営論等は対象としない)。

（ウ）（４）の研修の実施期間は、提案において目指す知識・技能レベルが達成できる期間とし、目安として３ヵ月以上とする。

（エ）研修内容は、演習、実習、ＯＪＴ、プレゼンテーション、商品・サービス開発など実践的な教育内容を相当程度含んでいること。

（オ）新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、研修会場へのアルコール消毒液の設置や十分な間隔の取れる会場の確保など、政府や地方公共団体、各業界団体が出している最新の新しい生活様式やガイドライン、方針等に準拠した必要な対策を講じること。

②実施体制について

（ア）受託者は、事業の実施に当たっては主管室と協議し、密に連携を取ること。

（イ）受託者は、事業の実施に当たりプログラムマネージャーを１名以上配置すること。プログラムマネージャーは、プログラムの計画、実施及び成果管理のすべてについて総括を行うことができる能力を有する自然人（個人）で、原則、受託者に所属する者とする。なお、主管室が事務連絡のため会議を行う場合、原則プログラムマネージャーが出席すること（事業期間中に２回程度の開催を予定)。

（ウ）受託者は、実行委員会を設置・運営すること。なお、委員は、内閣府等行政機関（沖縄県庁含む）から必ず１名は選出することとし、当該業界団体の長若しくはそれに準じる者、学識経験者、人材育成の知見者等、５～６名程度で構成することとする。委員の選定に当たっては主管室と協議の上決定すること。ただし、継続事業（カリキュラムに新規要素を含む場合を除く）については、実行委員会の設置は任意とする。

（エ）実行委員会は、カリキュラムの策定、研修の実施、研修の修了証交付の基準の策定、修了証交付者の決定等、プログラムの実施全般にわたり、指導・助言・検討・評価・決定を行うこと。ただし、継続事業（カリキュラムに新規要素を含む場合を除く）において実行委員会を設置しない場合は、主管室と書面協議を行うこと。

４．成果物（報告書）

（１）報告書：Ａ４判　単色　両面　100 ページ以上　３冊

（２）報告書概要版：Ａ４判　単色　両面　20 ページ程度　３冊

（３）表紙には、件名、年月を入れるとともに「令和４年度　沖縄型産業中核人材育成事業」と囲み文字で表記すること。

（４） 背表紙には、件名・年月を入れること。

（５）電子媒体：報告書の電子媒体２部を主管室に納入。なお、電子媒体を納入する際、主管室が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付ＰＤＦファイルに変換した電子媒体も併せて納入すること。

５．提出期限

令和６年３月８日（金）

６．納入場所

〒１００－８９１４

東京都千代田区永田町１－６－１　中央合同庁舎第８号館 14 階

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室

７．精算業務

（１）経費については、契約金額を上限として、契約金額の積算内容に基づき精算する。ただし、請求の内容によっては、領収書等があっても経費として認められない場合がある。

（２）本件に係る精算に当たっては、要した費用が分かる一覧表等を作成するとともに、航空券の半券、その他領収証・証明書等を成果物提出後、速やかに取りまとめ、主管室の確認を受けること。

（３）旅費については、契約金額の範囲内で旅費法等に準じ、実費精算を行うこととする。

８．契約期間

契約締結日～令和６年３月８日（金）

９．企画等提案の遵守

本件は、随意契約・企画競争方式の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び企画等提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

１０．企画等提案者の条件

以下の要件（１）～（７）を全て満たす団体・企業等とする。ただし、企業又は

学校法人の場合は、業界団体に所属する実施担当者の設置、カリキュラム開発や研修への主体的な参画など、業界団体の関与が明確であること。応募資格及び要件を満たさない者からは受理しない。

（１）日本に拠点を有していること。

（２）本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

（３）本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

（４）予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。

（５）令和 04・05・06 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。

（６）内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。

（７）コンソーシアムで応募する場合にあっては、次に掲げるいずれにも該当すること。

① コンソーシアムの構成員は、単体法人又は他のコンソーシアムでの応募をしていないこと。

② コンソーシアムを構成する法人間において、契約者の決定後、その結成、運営等について以下の事項に関する規程を含む協定を締結すること（協定書（案）については、申請書とともに事前に提出し、契約締結後には、速やかに協定書を提出すること。）

・代表者の権限

・業務を実施する上での監理体制

・各構成員の業務の分担

③ コンソーシアムの構成員全てにおいて、上記（１）～（６）を全て満たす者であること。

１１．機密保持等

（１）受託者は、本契約に関連する作業等で知り得た情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。なお、当該情報を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合には、事前に主管室の承認を得ること。

（２）受託者は、本業務を実施するに当たって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏えい、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外

の情報を含む。）の流失防止に万全を期すこと。

（３）受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は、全て受託者が負担すること。

（４）この項目の規定の効力は本契約終了後も継続するものとする。

１２．著作権等

（１）本契約履行過程で生じた成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む全ての著作権は、内閣府に譲渡するものとする。ただし、受託者は、本契約履行過程で生じた成果物に関し、著作権を自ら使用又は第三者に使用させる場合には、内閣府と別途協議することとする。なお、受託者は、内閣府に対し、一切の著作者人格権を行使せず、また、第三者に行使させないものとする。

（２）成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、内閣府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作権物の使用に必要な使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。その場合、受託者は当該契約等の内容について事前に内閣府の承認を得ることとし、内閣府は既存著作物について当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。

（３）本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら内閣府の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、内閣府は紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

１３．その他

（１）受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を主管室に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するように努めなければならない。

（２）受託者が本仕様書に従わない場合は、その時点で契約を解除することがあり、その場合にはそれまでに要した費用は受託者の負担とする。

（３）本仕様書の内容に疑義が生じた場合、または、本仕様書に記載されていない事項や不明な点が生じた場合には、主管室と協議すること。この場合、議事録等を作成し、速やかに主管室へ提出すること。

（４）本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第９条第１項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第３条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf

（５）内閣府から追加指示（仕様書記載事項以外の事項が発生の場合）がある場合には、書面（電子メールを含む。）により行う。なお、口頭で指示した場合は、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する。

（６）受託者は、本仕様書に定めのない事項で本業務の遂行上必要な業務等がある場合には、内閣府と協議の上、その指示（書面（電子メールを含む。））に従うこと。

（７）前記（５）又は（６）の場合における追加の指示又は業務等は、本仕様書の記載事項とみなす。この場合において、新たに経費が発生する場合は、内閣府と受託者の間で協議の上、決定する。

（８）本事業終了後、別途、内閣府がフォローアップ調査等で、本プログラム参加者の動向等についてヒアリング等を実施する場合があるので、可能な限り協力をすること。

１４．問い合わせ先

内閣府　政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室

担当：斉藤、桑江

住所：〒１００－８９１４　　東京都千代田区永田町１丁目６番１号

電話：０３－６２５７－１６８８（直通）

【別紙】

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

1　受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

2　受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

3　受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

（適正な安全管理）

4　受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

5　受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

6　受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

7　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

8　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

9　発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年１回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

（業務従事者の監督）

10　受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

（改善の指示）

11　発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるも

のとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

（廃棄等）

12　受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

（事故発生時における報告）

13　受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（違反した場合の措置）

14　発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。